

議第 4 2 号から 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
議第 4 9 号まで に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に
関する基準等の一部を改正する省令に係る条例の整備について

1 改正の経緯

障害福祉サービス事業者や障害者支援施設等の人員，設備，運営等に関する基準については，国が定めた基準に沿って，地方公共団体が条例で定めることとされています。この度，社会保障審議会障害者部会の審議を踏まえ，障害福祉サービス等報酬に係る改定と併せて，国の基準を定めた関係省令（以下「関係省令」といいます。）について所要の改正が行われたことに伴い，関係条例の整備を行うものです。

2 整備をする条例

- (1) 議第 4 2 号 呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) 議第 4 3 号 呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 議第 4 4 号 呉市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (4) 議第 4 5 号 呉市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 議第 4 6 号 呉市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 議第 4 7 号 呉市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 議第 4 8 号 呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (8) 議第 4 9 号 呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

3 主な改正の内容

この度の関係省令の主な改正内容及びこれに伴い改正が必要となる条例（以下「改正対象条例」といいます。）は次のとおりです。

(1) 障害者虐待防止への取組の義務化（従うべき基準）

障害者虐待防止の更なる推進のため，従業者への研修の実施，虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証等を行う委員会の設置及び開催並びに虐待の防止等のための責任者の設置について義務化されました。

（改正対象条例）

議第 4 2 号（第 3 条等），議第 4 3 号（第 3 条等），議第 4 4 号（第 3 条等），議第 4 5 号（第 3 条等），議第 4 6 号（第 3 条等），議第 4 7 号（第 3 条等）及び議第 4 8 号（第 3 条等）

(2) 業務継続等に向けた取組を推進するための運営基準の見直し

ア 感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の義務化（従うべき基準）

感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の定期的な実施等が義務化されました。

（改正対象条例）

議第42号（第35条等）、議第43号（第27条等）、議第44号（第50条）、議第45号（第39条）、議第46号（第16条）、議第47号（第14条）及び議第48号（第42条）

イ 業務継続に向けた計画等の策定及び研修、訓練等の実施の義務化（従うべき基準）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練の実施等が義務化されました。

（改正対象条例）

議第42号（第34条の2）、議第43号（第25条の2）、議第44号（第47条の2）、議第45号（第37条の2）、議第46号（第15条の2）、議第47号（第13条の2）及び議第48号（第39条の2）

ウ 地域と連携した災害対策の推進

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、災害訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととされました。

（改正対象条例）

議第42号（第72条）、議第43号（第8条）、議第44号（第49条）、議第45号（第7条）、議第46号（第5条）、議第47号（第6条）及び議第48号（第41条）

(3) ハラスメントの防止への取組

障害福祉の現場において、安心して働くことのできる職場環境・労働環境を整える観点から、性的な言動や著しい迷惑行為等のハラスメントの防止に係る研修の実施その他の必要な配慮に努めることとされました。

（改正対象条例）

議第42号（第34条等）、議第43号（第25条）、議第44号（第47条）、議第45号（第37条）、議第46号（第14条の2）、議第47号（第12条の2）及び議第48号（第39条）

(4) 運営規程等の掲示に係る見直し

利用者の利便性の向上等の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等が可能とされました。

（改正対象条例）

議第42号（第36条等）、議第44号（第52条）及び議第48号（第4

4条)

(5) 身体拘束等の適正化の取組（従うべき基準）

ア 身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施等が義務化されました。

（改正対象条例）

議第42号（第36条の2）、議第43号（第28条）、議第44号（第53条）、議第45号（第41条）及び議第48号（第45条）

イ 訪問系サービスにおいても、身体拘束等が行われることが想定されるため、サービスの提供に当たり、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様等を記録しなければならないこととされました。

（改正対象条例）

議第42号（第36条の2）

(6) 業務効率化を図るためのICT（情報通信技術）の活用

ア 各種サービスに係る個別支援計画[※]の作成に当たり開催することとされている会議などについて、感染防止や他職種連携の促進の観点からテレビ電話装置等を活用して実施することを認めるものとされました。

※ 利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期やサービスを提供する上での留意事項等を記載した書面で、療養介護計画、施設障害福祉サービス計画等、利用サービスごとに作成されます。

（改正対象条例）

議第42号（第60条等）、議第43号（第17条）、議第44号（第27条）、議第45号（第19条）及び議第48号（第28条）

イ 新たに設けられる、虐待の防止のための対策を検討する委員会や感染症の発生及びまん延の防止等の対策を検討する委員会においてもテレビ電話装置等を活用して開催することができるものとされました。

（改正対象条例）

議第42号（第35条等）、議第43号（第27条等）、議第44号（第50条等）、議第45号（第39条等）、議第46号（第16条等）、議第47号（第14条等）及び議第48号（第42条等）

(7) 就労支援員の常勤要件の廃止（従うべき基準）

障害福祉の現場において、仕事と育児や介護との両立を進め、離職防止（定着促進）を図る観点から、就労支援員[※]の常勤要件が廃止されました。

※ 就労移行支援事業所（就労を希望する障害者に対し、生産活動、職場体験等の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業所）において、職場実習の斡旋、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等を行う職員です。

（改正対象条例）

議第42号（第146条），議第43号（第63条），議第44号（第5条）
及び議第45号（第11条）

(8) 効果的な就労支援に向けた見直し

ア 職場への定着のための支援等の実施

通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援[※]の利用を希望する場合には、就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないこととされました。

※ 利用者が自立した生活を営むことができるよう、就労に向けた支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、一定期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関等との連絡調整等の支援を行うサービスです。

（改正対象条例）

議第42号（第87条の2等），議第43号（第44条の2等），議第44号（第36条）及び議第45号（第28条）

イ 自己評価結果の公表

指定就労継続支援A型[※]事業者は、利用者の労働時間その他の当該事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととされました。

※ 企業等に就労をすることが困難な障害者に対して、雇用契約に基づき、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

（改正対象条例）

議第42号（第167条の3）及び議第43号（第71条の3）

(9) 共同生活援助事業所における特例期間の延長

共同生活援助[※]事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例について、現在、令和3年3月31日までとされていますが、令和6年3月31日までに延長されました。

※ 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談又は入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行うサービスです（通称：グループホーム）。

（改正対象条例）

議第42号（付則第9条）

(10) 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

ア 従業者要件の見直し（従うべき基準）

指定児童発達支援[※]事業等において、専門性及び支援の質を向上させるため、従業者の要件から障害福祉サービス経験者が削除され、児童指導員又は保育士のみとされました。

※ 事業所又は児童発達支援センター（児童発達支援を行う事業所のうち、

児童福祉施設に位置付けられる施設)へ通所する未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

(改正対象条例)

議第48号(第6条等)

イ 看護職員の配置(従うべき基準)

- (ア) 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス^{※1}事業所を医療的ケア^{※2}を必要とする障害児が利用する場合には、看護職員を置かなければならないこととされました。ただし、医療機関との連携により看護職員を当該事業所に訪問させ医療的ケアを行わせる場合又は喀痰吸引^{かくたん}のみを必要とする障害児が当該事業所を利用する場合に介護福祉士を置いたとき若しくは特定行為(喀痰吸引及び経管栄養)のみを必要とする障害児が当該事業所を利用する場合に認定特定行為業務従事者^{※3}を置いたときには、看護職員を置かないことができるものとされました。
- (イ) 看護職員を配置した場合には、児童指導員又は保育士の合計数に含められるものとされました。ただし、機能訓練担当職員も含め、「児童指導員又は保育士」として配置する者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないものとされました。

※1 就学している障害児に、授業の終了後又は学校の休業日に、事業所等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

※2 人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為です。

※3 登録研修機関において、喀痰吸引等研修を修了したとして、県から認定証の交付を受けた介護職員等です。

(改正対象条例)

議第48号(第6条等)

ウ 心理指導等担当職員の要件の見直し(従うべき基準)

指定居宅訪問型児童発達支援^{※1}事業所及び母子生活支援施設^{※2}の心理指導等担当職員の資格要件について、大学院において心理学を専修する研究科を卒業した者を含むこととされました。

※1 重度の障害の状態その他これに準ずる状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であるものにつき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。

※2 18歳未満の子どもを養育している母子家庭など、生活上の問題を抱えた母親と子どもが一緒に入所して生活できる施設で、様々な事情の母親と子どもに対して、生活の安定のための相談や援助を行いながら、自立を支援します。

(改正対象条例)

議第48号(第91条)及び議第49号(第25条)

※「従うべき基準」、「標準とすべき基準」と明記していない項目は、「参酌すべき基準」です。

【参考】

・ **従うべき基準**

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

・ **標準とすべき基準**

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

・ **参酌すべき基準**

地方公共団体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

4 市の考え方

本市の実情に国が定める基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とします。

5 施行期日

令和3年4月1日